

私は政清会を代表して、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情に、反対の立場で討論いたします。

現行の夫婦同氏制度の意義については、平成 27 年最高裁判決で、氏には夫婦及びその間の未婚の子が同一の氏を称することにより、社会の構成要素である家族の呼称としての意義がある。夫婦同氏制度は、家族を構成する一員であることを対外的に公示し、識別する機能を有している。家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより、家族という一つの集団を構成する一員であることを実感することに意義を見いだす考え方も理解できる。夫婦同氏制度の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすいと言える、などの意義が示されています。

また一方で、夫婦別姓を求める方の主張といたしましては、姓を変える必要がないため、運転免許証や銀行口座などの各種手続が不要。自分の姓が好きだったり、仕事で便宜上変更したくなかったりとする人にとっては、そのままの姓を維持できる。戸籍に結婚歴や離婚歴が残らず、周囲の人からも結婚・離婚に関することが分かりにくいという点から、プライバシーが保たれる、などのメリットが示されており、どちらの主張も理解できるものであります。

我々政清会も選択的夫婦別氏制度そのものについては、反対するものではなく、平成 27 年に最高裁判決で示されたように、国会での議論を進めるべきであると考えております。

しかしながら、この陳情においては、陳情趣旨冒頭に、日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられる人が多く存在しています、とあります。

事実婚当事者には、専業主婦やパートタイマーの方もおり、必ずしも不都合のためだけに改姓を拒んでいるのではなく、働く女性に必要なだからという論理だけで、夫婦別姓が必要だと語られてしまう風潮に、もどかしさを感じたり、悲痛な思いを抱いていたという話も聞きます。

さらに案文には、婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘があります、とありますが、望んでパートナーの姓を名乗っていたり、そういう慣習だからと何の疑念も持たず受け入れたり、珍しい苗字だから残したかったりなど、この 96%という値を、間接的な女性差別と表現することは、あまりに偏った見方で適切な文言ではないと考えます。

昨今、旧姓の通称使用や選択的夫婦別姓制度の必要性については、女性の社会進出や女性の地位向上といった言葉とひもづけて語られている傾向がありますが、確かに、この問題が社会で注目されるようになった背景には、女性の就労率が上がり、共働き夫婦が増加したことに伴い、婚姻改姓をめぐる困難を抱える女性の存在が顕在化したことにあるかと思いますが、我々政清会は、夫婦が名乗る

氏を、女性も働くのが当然となった現代には不都合だとか、女性差別だといったロジックで、働く女性の問題や女性差別の問題と混在化して考えるべきではないと考えます。

近年、日本政府は、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称としての使用拡大に向けて取り組んできたところであり、令和元年からは、マイナンバーカードや運転免許証等において、旧姓併記が可能となっており、誰もが婚姻により不都合が生じない仕組みを整えつつあります。

私たちは、誰もが婚姻等により不都合が生じない状態になった上で、冷静に、日本国民として、婚姻制度や家族の在り方も含めて、世界で唯一残る夫婦同姓の制度についての可否を、国民の共通理解の下に議論すべきであると考えます。

そのため、多くの国民に幅広く影響する政策に関係し、世代間の意識のギャップや全ての国民が完全に賛意を示しているとは言えない状況で、陳情の案文にあるような導入ありきの法改正、国会審議を進めるよう求める意見書を提出することは、適切ではないと考えます。

よって、陳情第3号選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての陳情については、反対いたします。